

26年度診療報酬改定と医療制度改革骨子が決定

◆今後の物価・人件費上昇を前提にネット改定率2.22%のプラス改定を決定

日本経済が物価高・賃金上昇の新たな段階へ移る中、医療分野は公定価格で運営されており、物価高や賃金上昇を価格に転嫁できないことで、経営状況の悪化が続いている。2025年11月に公表された第25回医療経済実態調査結果によると、24年度は一般病院の6割以上が赤字で全体の平均損益率は▲7.3%であった。

そのような情勢下において、25年12月24日、厚生労働大臣と財務大臣による閣僚折衝を経て、「26年度診療報酬改定」および関連する医療制度改革の骨子が決定された。最大の焦点であった診療報酬の改定率は、医師や看護師らの技術料や人件費にあたる「本体」部分について、26・27年度の2年度平均で+3.09%という高水準で決着した。一方、市場実勢価格に合わせて薬価は▲0.86%、材料価格は▲0.01%となった。これ

らを合算した「本体と薬価等のネット改定率」は+2.22%となる。(尚、25年10月に公表された診療報酬全体としての国民医療費は23年度で48兆915億円であり、+2.22%は1兆676億円の増額という規模になる。)

【26年度 診療報酬改定関連】	26年度	27年度	2年度平均
1. 診療報酬 (①～⑥合計)	+2.41%	+3.77%	+3.09%
①賃上げ分	+1.23%	+2.18%	+1.70%
②物価対応分	+0.55%	+0.97%	+0.76%
26年度以降の物価上昇分	+0.41%	+0.82%	+0.62%
高度機能を担う病院対応	+0.14%	+0.14%	+0.14%
③入院時 食費・光熱水費分	+0.09%	+0.09%	+0.09%
④(経営悪化への)緊急対応	+0.44%	+0.44%	+0.44%
⑤処方適正化や効率化	▲0.15%	▲0.15%	▲0.15%
⑥通常改定分	+0.25%	+0.25%	+0.25%
2. 薬価	▲0.86%	(▲0.86%)	(▲0.86%)
3. 材料価格	▲0.01%	(▲0.01%)	(▲0.01%)
ネット改定率(1～3合計)	+1.54%	+2.90%	+2.22%

出所：2025年12月26日厚労省発表「診療報酬改定について」をもとにARC作成
 ※薬価、材料価格は27年度に変化なしとみなし、カッコ付き数字とした

今回の改定における最大の特徴は、物価や人件費の上昇が今後も継続することを前提とした二段階対応の導入である。通常、診療報酬改定は2年に一度行われるが、今回は26年度に+2.41%、27年度に+3.77%と、年度ごとに報酬単価を引き上げる異例の措置が採られた。

この改定原資は医療従事者の賃上げと物価高対策に集中投下される。特に、賃上げについては、医療関係職種のベースアップ+3.2%、さらに、他産業との人材獲得競争が激化している看護補助者や事務職員については、+5.7%の実現を目指すことが明記された。

◆患者負担が大きく変わる制度変更の実施予定

国民皆保険という制度自体の存続を担保するために、納得性が得られる範囲で、保険医療の範囲を見直し、患者の自己負担を増やす制度変更が実施予定だ。

27年3月から、市販薬（OTC医薬品）で代替可能な医療用医薬品（OTC類似薬）について、**新たな負担の仕組みが導入される**。対象となるのは、保湿剤や鎮痛剤など77成分・約1100品目である。これらの薬剤が処方された場合、薬剤費の4分の1が保険給付外として全額患者負担となる。更に、残りの4分の3に対して保険分の患者負担（1～3割）が適用されるため、相当規模の患者負担増になる。ただし、小児、がん患者、難病患者など、医学的に長期処方が必要なケースについては配慮措置が検討される。

また、後発医薬品（ジェネリック）が存在する先発医薬品を選択した場合の「選定療養費」制度が強化される。患者負担が「先発品と後発品の価格差の4分の1」から「価格差の2分の1」へと引き上げられる。医学的理由のない場合の負担の大幅増加により、ジェネリック医薬品への切り替えが強力的に推進される。

医療費が高額になった際の自己負担に上限を設ける「**高額療養費制度**」についての見直し案が示された。26年8月に年間負担額の上限設定などの配慮がなされた上で、月額負担上限額が引き上げられる。さらに27年8月を目処に、所得区分の抜本的な見直しが予定されている。現在の所得区分を細分化し、負担能力の評価に基づく上限額を新たに設定する。中間所得層以上では負担増となる方向で調整が進む見通しである。

◆社会保障の負担率を25年度と比較して上昇させない方針

過去5回の診療報酬改定では、財政規律の面から、医療費の増大を高齢化による自然増の範囲に抑えるという方針が徹底され、本体でのプラスは1%以下、ネット改定率はマイナスに設定されてきており、今回の大幅改定は極めて異例だ。この点につき、上野厚労大臣は、財務大臣との折衝後の会見で、26年度の診療報酬改定を実施しても、社会保障の負担率を増やさないで対応することを**明言している**。雇用者の報酬が上がっている中で、保険料の総額自体が増えており、その範囲内で改定を行えるという説明だ。これらを含む経済成長下の社会保障全体のビジョンについて、今後設置予定の国民会議での議論に期待したい。【佐伯章文】